グローバル市民社会の展望 一人権と正戦の関係をめぐって一

内 藤 葉 子

要旨

1990年代、「新しい戦争」といわれる武力紛争が各地に生じ、深刻な人権侵害が引き起こされた。それに対し国際社会は人権保護と正義の観点から「人道的介入」という名の武力行使を遂行した。本稿はこの問題をめぐって、カントを批判的に再構築しようとするハーバーマスの議論を取り上げる。彼はシュミットの正戦論批判に反論し、グローバルなレベルでの強制的実定法秩序の成立が、善 - 悪のコードに左右されずに法制度によって人権侵害に対処することを可能にすると主張する。とはいえ法権利を保障する国際法体系が不十分な現状では、民主的法治国家から成る「組織化された国際社会」が、世界市民的秩序の代行として人道的介入を行うことも止むを得ないと言う。しかし〈法の領域があるかのようにふるまうこと〉は〈法による保障そのもの〉と同じではない。このズレに善 - 悪のコードが忍び込みはしないのか。本稿ではこうしたハーバーマスの議論に潜む問題点を明らかにすることで、グローバル市民社会の規範的方向性を検討する。

キーワード:グローバル市民社会、正戦、人権、人道的介入、代行の論理

I. はじめに

冷戦体制の終焉した1990年代、アフリカや旧ユーゴスラヴィアなど国家の解体・弱化した地域が深刻な内戦状態に陥った。またグローバル化の圧力によって、国境横断的なネットワークがエスニック的・宗教的なアイデンティティを刺激し、その結果、武力紛争が国境を越えて拡散するにいたっている。暴力の果てしない連鎖のなかで難民や国内避難民の数が1990年代以降激増し、地球規模での経済格差や貧困が深刻化する。それと連動して、国連や国際NGOといったさまざまな組織による人権侵害に対する抗議や人道的援助も顕著になっている。「民族浄化」など深刻な戦争犯罪を裁くためにルワンダや旧ユーゴスラヴィアでは暫定的な国際刑事裁判所が作られ、2002年には常設の国際刑事裁判所が創設されるにいたった」。紛争や貧困が生み出す問題に対して主権国家が個別に対応するだけではなく、NGOや国際機関を含め重層的な対応が試みられるようになっている。

¹⁾ 旧ユーゴ戦犯法廷と国際刑事裁判所創設にいたる詳しい経緯については、多谷(2005)を参照。

現在わたしたちは、従来の秩序が流動化するなかでどのような世界を構築していくべきなの かという規範的問いの前に立たされている。グローバルな正義やコスモポリタニズム、あるい はグローバル市民社会に関する議論が活性化し、現在の国際状況が生み出す巨大な不平等や格 差の是正、従来の国連システムの問題点、内戦や武力紛争に対する国際的な対応のあり方など が盛んに議論されている「cf.. Kaldor (2003a)、Kaldor (2003b)、押村 (2007)、ボーマン/ ルッツーバッハマン(2006)]2。こうした議論の背後には、カントの『永遠平和のために』の なかで描かれた普遍的市民社会の構想が大きな思想的淵源となっていると言えるだろう。とは いえ、その理念がいまだ確たる現実とはなっていない以上、眼下で起きる人権侵害や非人道的 行為に対して、国際社会がどのように対処すべきかという問題が生じている。国連を中心とし た対応がスムーズに機能しているとはいえない現状では、たとえば、国連を抜きにした「国際 社会の合意」という別の観点から武力行使の正当性を担保しようとする動きも現れている「人 道的介入」の名のもとにNATO軍がコソヴォ空爆を遂行し、物議を醸したことは記憶に新しい。 本稿では、カントの永遠平和論を批判的に再構築しようとするユルゲン・ハーバーマスの議 論を中心的に取り上げる。とくに彼のカール・シュミットへの批判に焦点を当て、人権と道徳、 正戦と合法戦争、代行の論理に関する議論をみていく。その作業を通じて、国際立憲主義の立 場をとるハーバーマスの議論に潜む問題点を浮き彫りにし、グローバル市民社会の規範的方向 性について検討したい。

Ⅱ. 合法戦争から戦争の違法化へ

1. カントの永遠平和論と合法戦争の時代

戦争廃絶と永遠平和のために何をなすべきかという問いに対して、カントは18世紀末に『永遠平和のために』を執筆した。そこでは、第一に共和制の確立(「各国家における市民体制は、共和的でなければならない」)、第二に平和連合の創設(「国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきである」)、第三に世界市民法(「世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない」)が唱えられた「カント(1985):28-53頁]。フランス革命による共和制の樹立が現実のものとなっていたとはいえ、圧倒的に王制が多かった当時のヨーロッパにおいて、カントは共和制諸国家による平和連合の創設、そして世界市民法によって人と人との間の平和的友好関係を保証することで、戦争廃絶と永遠平和への道を切り拓くと論じた。

カントの生きた18世紀、「正しい戦争」とは「合法戦争」のことと考えられており、「正戦」

²⁾ グローバル市民社会という言葉は、カントが普遍的市民社会の可能性に対して言及していたとはいえ、急速に使われるようになったのは1990年代以降である [Kaldor (2003a):583]。

や「聖戦」が後景に退いた時期でもある³⁾。ヨーロッパの歴史的文脈において、正戦は戦争に関わる正義と不正義の基準を明確にするべくキリスト教神学のなかで議論されてきた概念である。ただし、中世までは正戦と聖戦の区別は明確ではなかった。中世ヨーロッパを特徴づける十字軍は、主にイスラムという異教徒を相手にしたヨーロッパ外部との聖戦であり、かつ正戦でもあった。しかし近世には、ヨーロッパ内部でカトリックとプロテスタントの間に宗教戦争が荒れ狂う。この内戦は「異なる神」を掲げることによる聖戦の様相を強く帯びており、いわばヨーロッパ外部との聖戦がヨーロッパ内部へと転移したとも見なせるだろう。この内戦に対処するために、特定の地域に、強力な権力を掌握しはじめる主権国家が登場する。また理論的には、後期スコラ学派による正戦と聖戦の分離、社会契約論による国家の正当化、政教分離論や寛容論などによって、神を前面に持ち出さないことや戦争の世俗化が強調されていくのである。

武力紛争に信仰の違いを持ち込まないことを条件づけたウェストファリア条約の締結後、18世紀には「無差別戦争観」にもとづく合法戦争が主流となる。教会権力の失墜を背景に、主権国家同士であれば交戦権を自由に行使できることが認められ、国家間の正当な武力行使として戦争が正当化された。そこでは、神のみならず正義をも前面にもちださずに、交戦開始・交戦中・戦争後の手続きにのっとって戦争を遂行することを「正しさ」のメルクマールとしたのである。

しかし18世紀は、諸国家が唯一の戦争遂行主体として戦争を繰り返す時代ともなる。領土や 王位継承権をめぐりヨーロッパ大陸と植民地で国家間戦争が吹き荒れる。こうした状況を背景 に、フランス革命を思想的に準備する啓蒙思想は戦争を引き起こす原因となる国家を「悪」と みなし、その国家=悪を打倒することこそが「善」であると言説化していく。啓蒙思想は一方 でフランス革命の導火線となるような革命戦争の理論化を促すが、他方で、サン・ピエール、 ルソー、そしてカントへと続く永遠平和論を生み出したのである「内藤 (2007):190-194頁]⁴。

2. 戦争の違法化と人道的介入

フランス革命における革命思想によって内戦が称揚された歴史的経緯はあるものの、基本的に無差別戦争観にもとづく合法戦争が、19世紀を通じて、そして20世紀の二つの世界大戦まで「正しい戦争」の前提とされた。しかし二つの世界大戦が未曾有の被害を出したことにより、戦争に対する考え方が大きく変化することになる。1945年、国際連合憲章第2条第2項で戦争の違法化が明文化され、加盟国が「武力行使」によって紛争解決することは原則的に禁止された。戦後世界は、国連の武力行使・安保理による承認を得た武力行使・自衛権の行使だけが合法かつ正当であり、それ以外の武力行使は原則違法という合意が実現するのである。

戦争の原則違法化と国際連合の成立は、一見カントの理念が実現したかのように見える。と

³⁾ 聖戦・正戦・合法戦争の諸概念については、[山内 (2006):1-41頁] を参照。

⁴⁾ 永遠平和論のより詳細な思想的系譜については、[山室 (2007):64-86頁] も参照。

はいえ、20世紀後半が武力紛争から解放されることはなく、冷戦と熱戦の時代を経て、1990年代には新しい形態の組織的暴力が頻発するようになる。カルドーが「新しい戦争」と名づけるそれは、とくに民間人に対する暴力行為が増大する点に特徴がある [cf., Kaldor (2001)]。旧ユーゴ内戦やルワンダでは、市民的ジェノサイドや民族浄化が行われ、難民・国内避難民が増大した。人権への関心の高まりとともに、多くの無辜の民が犠牲になっているのを黙って見過ごしていいのかという道徳的問いかけが欧米を中心になされるようになる。そのひとつの結果が「人道的介入」という名の武力行使として現れた。1999年、NATO軍が国連の安保理による承認を経ずに「人道的介入」としてコソヴォ空爆を行った。しかしこうした動きに対しては、武力行使の合法性が確証できないまま、「人道的介入」という政治的・倫理的要請から個別国家が軍事介入することは正当化できるのか、それ以前に「人道的介入」は軍事介入と同義なのか、介入の基準や方法は何なのかという問いが噴出することになった [cf.,最上 (2001)、押村 (2008):112-117]。

人道的介入は、特定の主権国家やその同盟国による国連を無視した独自の武力行使に、正義や人権擁護という意識が結び付いた点に特徴がある。人道的介入には正戦の要素が認められるのである [最上 (2001):130-139]。こうしたことが起きた背景にはどんな理由があるのだろうか。

第一に、20世紀後半の国際社会が戦争犯罪・人道に対する罪・平和に対する罪を重視してきたことが挙げられる(「戦争犯罪」という概念は、合法戦争という考え方においては基本的に存在しない)。ジェノサイドや破壊的兵器による甚大な被害をまえに、二つの世界大戦は「戦争における正義とは何か」という問いを前景化させた。正義と不正義の基準を明確化しようとする正戦論の要素が20世紀以降復活の兆しを見せてきたのであり、長期的にみると、1990年代の人道的介入はこの延長上にあると考えられる。

第二に、国連体制によって主権国家は戦争を原則的に禁じられた。しかしたとえば自衛権は 国連体制のなかでも認められている。国連憲章第51条で認められている自衛権が、安保理を中 心にした集団的安全維持のための補充的権利であるとはいえ、自衛戦争は元来正戦のカテゴ リーに属する考え方である。国連憲章の認めた武力行使のなかに正戦の要素が存在していると もともいえるのである⁵⁾。

第三に、戦争犯罪・人道に対する罪という考え方の定着、グローバリゼーションの進展に伴う貧困問題の深刻化、武力紛争が生み出す難民の増加などを背景に、わたしたちの人権意識や国際的正義の感覚が強くなったことが挙げられる。人権侵害や人道に反する行為に関しては、人権や正義に関連づけられた言説が唱えられる。これは一方ではグローバル市民社会を押しすすめる原動力にもなっているが、他方、道徳的基盤にもとづいて語られやすい点は、善-悪の

⁵⁾ 国際連合成立以前にも、平和運動の活性化や不戦条約などによって、20世紀は戦争違法化の流れにあった。 そのなかで、アメリカやイギリスそして日本が「自衛」の意味を拡大解釈することで武力行使の可能性を 模索してきた歴史については、「山室(2007): 194-201頁」を参照。またアメリカが9・11事件以降に行っ たアフガニスタンとイラクへの攻撃を、自衛のための予防的先制攻撃と位置づけたことは記憶に新しい。

コードが言説のなかに持ち込まれやすい状況を生み出しているともいえるだろう。

戦争は原則違法であるけれども、国連独自の軍事力が存在しない以上、集団安全保障体制に おいても大国の意向が反映されやすい。ウェストファリア体制と国連体制がせめぎあっている のが現在の国際秩序である。それゆえ戦争犯罪や人権侵害・人道に反する行為が行われる状況 が生じたとき、正義や人権を唱えることで正当性を担保しながら、そうした行為を武力によっ て封じ込めるという方法が取られたのである。

Ⅲ.正戦論あるいは代行の論理

1. 人道的介入と正義の結びつき

人道的介入と道徳・正義を積極的に結び付ける論者の一人に、例えばマイケル・ウォル ツァーがいる。彼は、非介入や民族自決という原則をないがしろにするわけではないが、その 例外を尊重することも考慮すべきだと考える。犠牲者が緊急に外国からの助けを必要としてい るのなら、「人類の『良心に衝撃を与える』行為を阻止する」ために、人道的介入を行うべき だと言う。

「残酷さと苦しみが極限状態にあり、いかなる地方軍事力もそれに終止符を打つ見込みがな い場合はいつでも、それ「人道的介入という実践——筆者挿入」は道徳的に必要である|「Walzer (2004): 69 = 邦訳106頁]。

こうした観点から、ウォルツァーはコソヴォへの人道的介入を道徳的観点から支持する。彼 は旧ユーゴ内戦を「火事のたとえ」で説明する。もともと旧ユーゴスラヴィアに利害関係の少 ないアメリカにとって介入の必要性は薄かったし、ウォルツァー自身もアメリカの介入に積極 的だったとは言えない [Walzer (2003):101=邦訳144頁]。しかし、「火事」が意図的に仕掛 けられた放火犯の仕業であり、殺人を目的とするものである以上、その複雑な社会的・政治 的・経済的背景を理解するのも必要だが、「火事を消すという――できれば近くにいる消防士 を探し、彼らに必要な擁護を行うという――意志」が重要になる。「ただ座視している」こと はある種の道徳的退廃なのだと彼は述べる「Walzer (2004):103=邦訳148]。

2. ハーバーマスのカント批判とシュミットの正戦論批判

ハーバーマスもコソヴォ空爆を支持した論者であるが、彼はウォルツァーのように善-悪や 正義のコードを用いることには慎重である。国際立憲主義・法治平和主義の立場に立つと思わ れるハーバーマスは、カントの永遠平和論を批判的に再構築しようとする。そのさい彼は、 カール・シュミットを論敵とみなして議論を展開する。

ハーバーマスは、まずはカントの永遠平和論を批判する。その平和連合論が世界市民連合で

はなく、諸国家の連合体として構想された点が問題だと言う。なぜならカントの平和連合は強制権をもつ機構とされていない以上、諸国家に法的な義務意識を要請することができないからである。平和連合の維持は政府の道徳的な自己拘束を信じるほかなくなってしまう 6)。それでは諸国家は、平和連合をいつでも脱退できる任意の会合としてしか認識しないだろう。憲法に相当するような法的拘束力が存在しない状態で、国際紛争を非軍事的方法によって調停するさいにいかなる保障があるのかについてカントは明示していないのである [Habermas (1996): 196 – 197 = 邦訳194 – 195頁]。

カントの平和構想にはなお、ウェストファリア体制にもとづく諸国家の対等な関係が維持されている。だがこの立場から国際社会の永遠平和を論じることには限界があるとハーバーマスは考える。カントの永遠平和論に内在する道徳的普遍主義には戦争を抑止するどころか、かえって正戦思想を呼びさます下地があるとも言えるのではないか。ハーバーマスはシュミットに言及することで、カントの議論の「弱点」をあぶりだそうとする。それではシュミットの見解はどのようなものであったのだろうか。

シュミットの独特な「政治」理解は、友と敵とを区別することにある。彼の「政治」理解からして、「人類/人間性(Menschheit)」は「敵という概念と相容れない」。その人道的普遍性を帯びた概念は「政治的に無色の世界観」であり、政治も国家も存在する余地がない。それゆえ、「人類そのものは戦争をなしえない」。それにもかかわらず、特定の諸国家が「人類」をかかげて戦争を引き起こすとき、その諸国家は自らを普遍的概念と同一視し、平和・正義・進歩・文明といった概念を専有してしまう。人類/人間性は「その人倫的・人道的形態において、経済的帝国主義のための特別な器」となるほど有用なイデオロギー的道具である。この普遍概念に隠蔽されたイデオロギー性を指摘することにより、シュミットはプルードンの言葉を引用しながら、「人類を口にする者は、欺こうとするものである(Wer Menschheit sagt, will betrügen)」と述べる [Schmitt (1963 [1932]):54-55=邦訳62-63頁]。

「『人類』の名をかかげ、人間性を引き合いに出し、この語を押収すること、これらはすべて〔……〕敵から人間としての性質を剥奪し、敵を法の外部にあるもの、人間 – 外のものと宣告し、それによって戦争を極端に非人間的なものにまで押しすすめようという、恐ろしい主張を表明するものにほかならない」[Schmitt(1963 [1932]):55 = 邦訳63頁]。

シュミットは、人類/人間性という概念が帯びる人倫的・人道的要素は、相手の人間性を剥奪し、法の外部にあると宣告することで、抹殺の対象とすることにつながると強調する。

彼の議論の背後には、第一次世界大戦に敗北しワイマール共和国へと移行したドイツが、 ヴェルサイユ条約によって戦勝国から課せられた重い負担を背負わなくてはならなかった政治

⁶⁾ ただし、カントは政府の道徳的自己拘束性を信頼していたというよりは、利己的な国家であっても、その利害関心から戦争よりも平和を選択するであろうという立論である[カント(1985):68頁]。

的・社会的事情がある。第一次世界大戦は無差別戦争観のもと主権国家同士の対等な戦争とし て始まったのであるが、戦後、敗戦国は戦争犯罪の烙印を押され、懲罰的な戦後処理を受ける ことになった。シュミットはヴェルサイユ条約のイデオロギー的構造を「倫理的情熱」と「経 済的打算 | にあるとみる。戦勝国は、「ドイツの戦争責任 | (ヴェルサイユ条約231条) を法的・ 道徳的価値判断の根拠として唱え、同時に、「賠償」によって敗者からの永続的かつ無制限の 経済的搾取を行おうとする「Schmitt(1963「1932]):72=邦訳93-94頁]。シュミットはこう した政治状況をふまえて、ドイツがまさに敗戦によって、「人類」の代表を標榜する戦勝国か ら非人間的と宣告されたと受けとめているのである。

人類/人間性という人道的要素をもつ概念が戦争のなかで用いられるとき、その道徳的要素 は戦争のなかに善-悪あるいは正義-不正義のコードを持ち込んでしまう。シュミットによれ ば、この要素は戦争を合法的に収めるという歯止めを外し、殲滅戦へとエスカレートさせる可 能性をはらむものである。これこそが正戦論のもつ危険性であり、従来の合法戦争にはない要 素なのである。

3. ハーバーマスのシュミット批判

ハーバーマスは、シュミットの「人類を口にする者は、欺こうとするものである」という主 張に正面から挑戦する。ただ、上記のシュミットの議論は第一次世界大戦と第二次世界大戦の 戦間期になされたものであり、国際連盟の脆弱さなどから、ウェストファリア体制を超える国 際社会の秩序構想はいまだ十分なリアリティをもたなかった時代でもあった。それにもかかわ らず、なぜハーバーマスは1990年代以降にシュミットを批判しなくてはならなかったのか。彼 にとって、シュミットの普遍的概念としての人類/人間性批判は、人権に対する根本的な誤解 を招くものという危惧がある。またこの問題を克服せずに、人道的介入につきまとう正戦論の 危うさを克服できないと考えたからであろう。

彼はシュミットの議論を次のように整理する。第一に、人権政治は道徳性を帯びた戦争を推 進する。第二に、戦争の道徳化は対立者に敵という烙印を押し、そこから生まれる道徳的に有 罪という判定が非人間的なことをはびこらせる。またこれらの命題は次のような前提によって 正当化されている。第一に、人権政治は、普遍主義的道徳の一部をなす規範の貫徹に奉仕する。 第二に、道徳的判断は善-悪のコードに従うので、対戦者に対する道徳上の否定的評価は軍事 的戦闘から法的な規制を除去する[Habermas(1996):221=邦訳216頁]。ハーバーマスは、 シュミットの立論を人権に対する根本的批判として、またひいてはグローバル市民社会論への 挑戦と受けとめるのである。

それではハーバーマスはどのようにシュミットを批判するのか。彼のシュミット批判は、カ ントの批判的再評価と表裏一体となっている。ハーバーマスは、カントがあらゆる法状態の起 源を「人間である限りあらゆる人格に付与される根源的な法権利」に求めている点を重視する。 人権には道徳的権利のような外観がまとわりついているけれども、その概念は道徳上の出自を

もつのではなく、個人の主体的権利という近代的・法学的概念の産物なのである。人権を道徳的権利と取り違えてしまうのは、それがいまだ国家的法秩序を超えたレベルにおいて実定法的地位を獲得しているわけではないからである [Habermas (1996):225=邦訳220頁]。重要なのは、人権が法権利である上、「道徳とは違って、法のコードは、決して「善」・「悪」という基準による直接的な道徳上の評価を求めない」ことである「Habermas (1996):236=邦訳230頁]。

さらに、「人間である限りあらゆる人格に付与される根源的な法権利」としての人権は、国家を超えて、人権を法的に保障できる体制を構築することを要請しているとハーバーマスは主張する。カントは自らの理論においては、主権国家の連合体としての国際社会という限界を越えようとはしなかったが、彼の人権理解を基盤にするならば、人権は国家の枠内で留まるものではない。国家を超えて個々人がつながるものとして成員資格を基礎づけることが、世界市民法の主眼と考えられるのである。

「その限りで、人権は、国法、国際法、グローバルな法のいずれによってであれ、ともかく 現存する法秩序の枠組み内で保証される基本権としての地位が必要であり、人権の意味にはす でにそのことが含まれているのである」「Habermas (1996): 225 = 邦訳220頁」。

近代国家体制のもとで人権は実定法的強制秩序のなかで保障されている。しかし人権は国法秩序のなかだけに留まるものではなく、その普遍的妥当要求から「ようやく生まれつつある世界市民的秩序という枠組みの中で制度化されることを待っている」[Habermas (1996):225 = 邦訳220頁]。ハーバーマスはこのように人権に内在する普遍性を強調することで、カントの永遠平和論をグローバル市民社会の実現へと連結させようとするのである。

シュミット批判との関連で重要になってくるのは、もし人権が国際法やグローバルな法の実定法的枠組みのなかで実現されるとしたら、武力紛争のなかでおきる人権侵害は道徳的観点から制圧されるのではなく、「国家秩序の枠組みの中での犯罪行為と同様に、――制度化された訴訟手続きにしたがって――訴追されることになる」点であろう [Habermas (1996): 226 = 邦訳221頁]。人権侵害は、法権利としての人権を強調することによって手続き的に処理されることが期待できるのである。

ハーバーマスは、人権と道徳の結びつきを切り離し、戦争において人権が唱えられようとも、本来的にそれは善-悪のコードを呼び込む性質のものではないと考える。人権と道徳の結びつきが戦争のなかに善-悪のコードを呼び込み、それが敵を非人間化し殲滅対象としてしまうというシュミットの議論はこのように論駁されるのである。

4. コソヴォ空爆正当化の論理とその問題点

以上見てきたようにハーバーマスは、近代国家体制を超えたグローバルなレベルでの強制的 実定法秩序の成立を構想することによって、道徳や善-悪のコードに左右されずに法制度に よって武力紛争に対処することを唱える。とはいえ現状においては、彼の言う意味での世界組織や世界市民社会は構築されてはいない。国連による人権保護も法的な根拠をもった独自の強制的手段をもつわけではない。それゆえ彼は現在の国連体制はそうした世界市民社会にむけての「過渡的状況」にあると認識する [Habermas (1996): 209 = 邦訳206頁]。こうした現状において人権侵害を理由とした人道的介入が行われるとき、その正当化はいかなる論理でなされるのだろうか。

彼はシュミットとは明確に立場を異にして、20世紀の全面戦争の歴史は無差別戦争観にもと づく合法戦争の限界を証明していると考える。それゆえ、「法的効力のない訴えによって主権 を有する政府の分別に期待するより、組織化された国際社会による懲罰や介入のほうが実効性 がある」と言う [Habermas (1996): 228 = 邦訳223頁]。また、「民主的に正当化された行為能 力を持つ世界組織の警察行動」が「文明化された」調停の名の下に機能するほうが効果的だと も主張する「Habermas (1996): 226 = 邦訳221頁]。ここに見られるのは、人権の普遍的妥当 要求にもとづいて、民主的法治国家が法治平和主義体制を先取りする論理である。先に見たよ うに、ハーバーマスはシュミットを論駁することで、人権から善-悪のコードを慎重に抜き取 り、その法権利としての性格を強調する。しかし、現実には法権利を保障する国際法体系は不 十分であり、国連体制はなお過渡期にあると彼自身が考えている。その間、民主的法治国家か ら成る「組織化された国際社会」が、来るべき強制的実定法を備えた国際秩序の代行として人 道的介入を行うことも止むを得ない。こうして人道的介入は、「文明化された」調停として正 当化されることになる。「第一世界」――「国連の中途半端な世界市民的要求基準を定義して いる規範的な観点と自国の利害関心とを、ある程度調和させることができている」諸国家 「Habermas (1996): 215 = 邦訳211頁]――による代行の論理が、その人道的介入を正当化す る根拠なのである。

しかし、〈法の領域があるかのようにふるまうこと〉は〈法による保障そのもの〉と同じではない。このズレに善-悪のコードが忍び込みはしないのか。人権侵害を引き起こす「文明化されていない行為」――組織的虐殺、民族浄化、組織的レイプ、文化遺産や市民的生活拠点の破壊、略奪、専制政治、民族主義的・宗教原理主義的憎悪に由来する暴力など――は犯罪化されることによって、法的に対処する必要があるのはたしかだろう。だがハーバーマスの認識枠組みそのものに問題はないのだろうか。

彼は、20世紀のカタストロフィの挑発的な力こそが、カントの世界市民社会という理念に推進力をもたらしたのだと言う [Habermas (1996):207=邦訳204頁]。その歴史的経験を経たことで、人間はグローバル市民社会にむかって漸進している。だが実際には、第一世界だけがそうした歩みを辿っているにすぎない。ハーバーマスは旧ユーゴスラヴィアを「第三世界」に位置づける。そこは国家基盤が崩壊し、マフィアや原理主義的な間接暴力によって国内秩序が揺さぶられている地域であり、社会的緊張の高さと許容限度の低い政治文化を特徴とする世界である [Habermas (1996):214=邦訳210-211頁]。客観的な状況分析としては妥当であると

しても、彼の認識においては、旧ユーゴスラヴィアは「文明化された」第一世界に対する「第 三世界」なのである。それは「文明化されない」世界、すなわち「野蛮」の世界ということだ ろう。代行の論理はこうした文明対野蛮という構図がもちこまれるなかに登場してくる。だが この構図こそ、きわめて伝統的なヨーロッパ中心主義の発想ではなかったか。それは中世の十 字軍以来正戦論を支えてきた価値観であり、懲罰戦争を正当化する正戦の論理と通底している のである [cf., 山内 (2007): 29-31頁]。

Ⅳ. グローバル市民社会の展望

ウォルツアーの火事のたとえを再び引用すると、彼は、民族浄化が起きた理由や原因を探ることよりも、火事が今まさに起きているのなら、まず火事を消化し放火犯を捕まえるべきだと言う。しかし火事はいきなり起きたのか。旧ユーゴスラヴィア解体の原因は、国際通貨基金の経済政策が国内に深刻な経済格差を生み出したこと [橋本 (2008):176-178頁]、スロベニアとクロアチアが分離独立しようとする動きをドイツやEUが支持し、それが内戦の引き金となったことはよく指摘される [多谷 (2005):54-56頁]。かつての共産主義体制に対するグローバリゼーションの衝撃を無視することはできないはずである [Kaldor (2007):125-126]。放火犯を跋扈させた因果連鎖をたどると、「文明化された」民主的法治国家の行動も無関係ではないことが分かる。火事は突然起こるのではない。事件が起きてからではなく、起きる前に・深刻化する前にいかにして介入できるのか・何をなすべきなのかという視点を軽視することはできないだろう。つまり、起きてしまった暴力にどう対処するかだけではなく、そうした暴力を起さないようにするためにはどうすればよいのか、という視点の重要性である。

人権を基盤にした国際社会の立憲化というハーバーマスの示す方向性は、人権侵害を道徳ではなく法制度の観点から処理すべきであり、そのための制度をいかに構築するかという視点を内在させている点で意義がある。そのかぎりにおいてシュミットの主張に対する反論としても傾聴に値するだろう。だが、現状においてそうした制度設計が途上にある場合どうすべきなのかという問題は残る。ハーバーマスの議論にみられるように、第一世界が代行するという論理には正戦論の要素が払拭されているとは言い切れず、その限りでシュミットに反論しきれているとは言えないのである。

人権は近代的法理論に起源を持つものであり、実定法秩序のなかで実現すべきものという ハーバーマスの主張の意義を十分に認めるとしても、20世紀のカタストロフィの歴史的経験は 人権概念の近代的・普遍的・人間的要素に懐疑の眼差しを投げかけるものではなかったか。

「世界人権宣言前夜の歴史は、人間が自然的には他者にどれほど無関心であるかを雄弁に物語っている。ホロコーストが暴露したのは、憐憫と配慮という人間の自然の属性がどれほどのものであっても、それらが法によって義務として強制されないような状況では、恐ろしいほど

不十分であるということである」[イグナティエフ(2006):136頁]。

人間は他者に対して無関心であることのほうが自然であり、その自然の属性においては人権の基礎となるようなものは何一つないとイグナティエフは言う。またカルドーがグローバル市民社会の理念を唱えるのは、それが人間の自然な無関心を克服する方法だと考えるからである。グローバル市民社会は人権の普遍的妥当要求によって要請されているというよりは、「歴史的な経験や恐怖」から要請されているのである [Kaldor (2003b):159=邦訳225頁]。敵対する相手を非人間化し人間 – 外のものと宣告するのではなく、その相手もまた人間なのだと説待することこそ人権概念やグローバル市民社会の理念が要請していることではないだろうか。こうした視点を共有するところに、文明/野蛮の二元的思考を潜ませた論理によって、人道的介入を正当化することのある種の傲慢さを回避する道が拓くと考えられるのである。

参考文献

Habermas, Jürgen (1996), Kants Idee des ewigen Friedens – aus dem historischen Abstand von 200 Jahren, *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp (高野昌行訳『他者の受容—多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版局, 2004年).

Kaldor, Mary (2001), *New and Old Wars, Organized Violence in a Global Era*, Stanford, California: Stanford University Press (山本武彦・渡部正樹訳『新戦争論―グローバル時代の組織的暴力』, 岩波書店, 2003年).

Kaldor, Mary (2003a), The idea of global civil society, International Affairs, vol. 79, No. 3, May 2003.

Kaldor, Mary (2003b), *Global Civil Society: An Answer to War*, Cambridge: Polity (山本武彦・宮脇昇・木村真紀・大西崇介訳『グローバル市民社会論―戦争へのひとつの回答』, 法政大学出版局, 2007年).

Kaldor, Mary (2007), Intervention in the Balkans: An Unfinished Learning Process, *Human Security*, Cambridge: Polity.

Schmitt, Carl (1963 [1932]), Der Begriff des Politischen, Der Begriff des Politischen, Berlin: Duncker und Humblot (田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』未來社, 1970年).

Walzer, Michael (2004), *Arguing about War*, New Haven & London: Yale University Press (駒村圭吾・鈴木正 彦・松元雅和訳『正戦を論ずる―正戦のモラル・リアリティ』風行社, 2008年).

マイケル・イグナティエフ, エイミー・ガットマン編(2006)『人権の政治学』添谷育志・金田耕一訳, 風行社.

押村高(2007)「カント・モーメント―ヨーロッパの平和実践における人間意思と理念の役割」『衝突と和解のヨーロッパ―ユーロ・グローバリズムの挑戦』大芝亮・山内進(編)、ミネルヴァ書房.

押村高 (2008) 『国際正義の論理』, 講談社現代新書.

イマニュエル・カント (1985)『永遠平和のために』宇都宮芳明訳,岩波文庫.

多谷千香子(2005)『「民族浄化」を裁く一旧ユーゴ戦犯法廷の現場から』,岩波新書.

内藤葉子(2007)「戦争」『政治概念の歴史的展開 第二巻』古賀敬太編著, 晃洋書房.

橋本直人 (2008)「『人権のための戦争』を許す論理―ハーバーマスの『人道的介入』論と歴史的パースペクティヴ」『平和をつぐむ思想』唯物論研究年誌第13号,青木書店.

ジェームズ・ボーマン/マティアス・ルッツ=バッハマン編(2006)『カントと永遠平和―世界市民という理念について』,未來社.

最上敏樹(2001)『人道的介入—正義の武力行使はあるか』,岩波新書.

山内進 (2006)「聖戦・正戦・合法戦争―「正しい戦争」とは何か」『「正しい戦争」という思想』,山内進 (編), 勁草書房.

山内進(2007)「正戦論の転換と『ヨーロッパ公法』の思想」『衝突と和解のヨーロッパ―ユーロ・グローバ

180 グローバル市民社会の展望

リズムの挑戦』大芝亮・山内進(編), ミネルヴァ書房. 山室信一(2007)『憲法 9 条の思想水脈』, 朝日新聞社.

※本研究は科研費 (20510256) の助成を受けたものである。